

年度末に向けた資金繰り対策
「中間前払金制度」のご案内

1. 制度の概要

中間前払金制度は、当初の前払金（請負金額の40%以内）に加え、工期半ばで請負金額の20%を追加で受け取れる制度です。

この制度により、完成払いを待たずに請負金額の最大60%まで前払金として受け取ることができます。

2. 請求要件

中間前払金は、次の要件を満たしたときに請求することができます。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工期の2分の1を経過するまでに概ね実施すべき作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3. 既済部分払との違い

中間前払金制度は既済部分払に代わる制度として、発注者と受注者双方の事務・経費負担の軽減を目的とした工事代金の支払方式であるため、既済部分払とは下表のような違いがあります。

中間前払金を選択した場合、建設企業側の現場担当者の負担は大幅に軽減されます。

	中間前払金制度	既済部分払制度
請求可能額	請負金額の20%以内	以下算式により算出された額 出来高相当額 × (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)
建設企業作成資料	中間前払金認定請求に必要な書類 ■認定請求書 ■工事履行報告書 ※その他発注者が求める書類	出来高検査に必要な書類 一式 【例】 ■契約図書・契約関係書類、■出来形内訳書、 ■出来形報告書（出来形図、数量内訳書）、 ■工事打合せ簿、■段階確認書、■工事写真など
発注者確認事項	原則として書類確認 （工事履行報告書による進捗状況等の確認）	現場での出来高検査による査定 （検査官による出来高検査および査定の実施）
その他		※出来高検査実施のため、現場の中断を伴います

4. 請求手続き

中間前払金の請求手続きの概要は、次のとおりです。

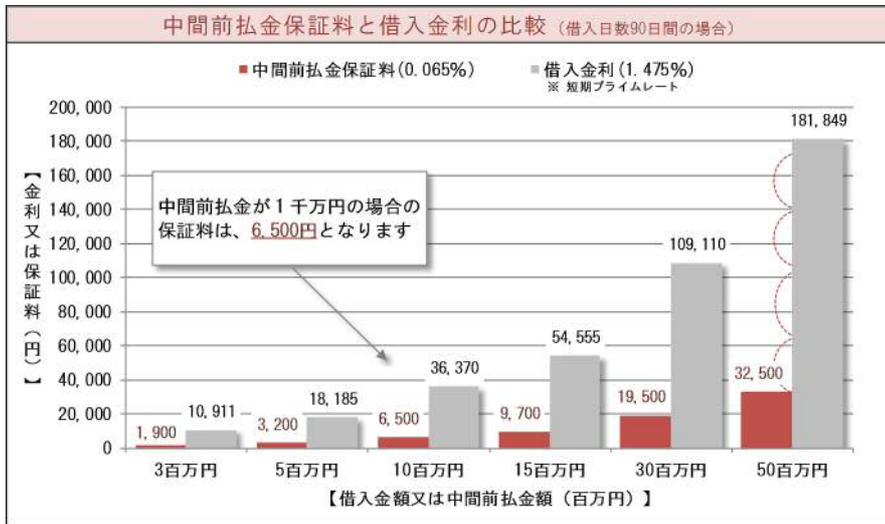
- ① 発注者への認定請求（提出書類：中間前払金認定請求書、工事履行報告書）
- ② 保証会社への保証申込み（提出書類：保証申込書、前払金用途内訳明細書、中間前払金認定調書（写））
- ③ 発注者への中間前払金の請求（提出書類：請求書、保証証書）
- ④ 前払金専用口座からの払出し（提出書類：保証会社が発行する預託金払出依頼書）

いずれも書類による簡便な手続きとなっており、認定請求から払出しまでの期間は概ね3週間です。

5. 保証料

中間前払金額の一律0.065%です。例えば、請負金額が5千万円、中間前払金額が1千万円の場合の保証料は6,500円となります。

下図のとおり、短期プライムレートによる銀行借入と比べても、保証料額は5分の1以下と極めて低廉です。



6. 秋田県内の制度採用状況（平成26年12月末現在）

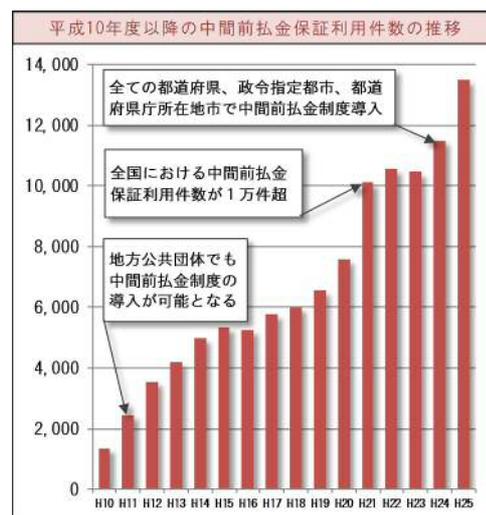
秋田県内で中間前払金制度を利用できる主な発注者は、次のとおりです。

- ①国（国土交通省、農林水産省等）②独立行政法人等（国立大学法人秋田大学）
- ③秋田県 ④市町村（16箇所：秋田市、能代市、横手市、大館市、由利本荘市、湯沢市、鹿角市、仙北市、にかほ市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、上小阿仁村、大潟村、東成瀬村）

7. 秋田県内の利用状況

今年度に入り、秋田県や県内市町村において中間前払金制度の対象拡大や新規導入が進んだことで、受注者の同制度への関心が高まっており、平成26年12月末現在の利用件数は141件と、既に平成25年度累計（125件）を上回っています。

また、全国における利用件数も右図のとおり、平成25年度には13,516件となっており、近年著しく増加しています。



中間前払金制度は、工期後半から完成払いまでのキャッシュフロー改善に極めて有用な制度です。これまで中間前払金を利用したことがない皆様も、年度末に向けた計画的な資金繰りに中間前払金を活用されてみてはいかがでしょうか。

なお、中間前払金制度に関するご不明な点等につきましては、東日本建設業保証(株)秋田支店（Tel018-863-1000）までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

以上